

**社会福祉法人にりん草**  
**役員及び評議員等の報酬等及び費用弁償に関する規程**

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人にりん草（以下「法人」という。）の定款第8条、定款第21条に基づく役員及び評議員及び評議員選任・解任委員及び苦情解決第三者委員の報酬等に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいい、評議員、評議員選任・解任委員、苦情解決第三者委員と併せて役員等という。
- (2) 常勤の理事とは、理事のうち、この法人を主たる勤務場所とする者をいう。
- (3) 非常勤の役員とは、役員のうち、常勤の理事以外の者をいう。
- (4) 報酬等とは、報酬、賞与その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益及び退職慰労金であって、その名称の如何を問わない。また、費用とは明確に区分されるものとする。
- (5) 費用とは、職務の遂行に伴い発生する交通費、旅費（宿泊費を含む）及び手数料等の経費をいい、報酬とは明確に区分されるものとする。

(報酬等の支給)

第3条 役員等に対しては、職務執行の対価として、次のとおり報酬等を支給するものとする。ただし、この法人の職員を兼務し、職員給与が支給されている役員に対して報酬等は支給しない。

- |                |             |
|----------------|-------------|
| (1) 常勤の理事      | 報酬、賞与、退職慰労金 |
| (2) 非常勤の役員     | 報酬、退職慰労金    |
| (3) 評議員        | 報酬、退職慰労金    |
| (4) 評議員選任・解任委員 | 報酬          |
| (5) 苦情解決第三者委員  | 報酬          |

(報酬等の額)

第4条 常勤の理事に対する報酬等の額は、次に掲げる報酬等の区分に応じ、当該各号に定める範囲内で、理事会において決定する。

- (1) 報酬 別表1に定める額
- (2) 賞与 別表2に定める算式により算出される額
- (3) 退職慰労金 別表8に定める額

2 非常勤の役員のうち理事長及び業務執行理事（職員を兼務していない場合）に対する報

酬の額は別表3に定める額とする。また、退職慰労金については別表8に定める額とする。

- 3 その他の非常勤の役員に対する報酬の額は別表4に定める額とする。また、退職慰労金については別表8に定める額
- 4 評議員に対する報酬の額は別表5に定める額とする。また、退職慰労金については別表8に定める額
- 5 評議員選任・解任委員（職員を兼務していない場合）に対する報酬の額は別表6に定める額とする。
- 6 苦情解決第三者委員に対する報酬の額は別表7に定める額とする。

（報酬等支払方法）

第5条 常勤の理事及び非常勤の理事長・業務執行理事（職員を兼務していない場合）に対する報酬等の支給の時期は、次の各号による報酬等の区分に応じて、当該各号に定める時期とする。

- (1) 報酬 毎月25日（ただし、その日が土曜日、日曜日又は祝日の場合は、職員給与規程第6条の規定に準じて支給）
- (2) 賞与（常勤理事のみ） 毎年6月及び12月
- (3) 退職慰労金 任期の満了、辞任又は死亡により退職した後2か月以内

2 その他の非常勤の役員及び評議員及び評議員選任・解任委員及び苦情解決第三者委員に対する報酬は、理事会・評議員会への出席など法人・施設運営のための業務にあたった都度、支給する。

3 報酬等は、現金により本人に（死亡により退任した者の退職慰労金にあつては、その遺族に）支給する。ただし、本人の同意を得れば、本人の指定する本人名義の金融機関の口座に振り込むことができる。

4 報酬等は、法令の定めるところによる控除すべき金額及び本人から申し出のあった立替金、積立金等を控除して支給する。

（費用の弁償）

第6条 役員・評議員が法人業務のため出張する場合の費用は、法人の旅費規程により支給することができる。

（公表）

第7条 この法人は、この規程を持って、社会福祉法第59条の2第1項2号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

（支給の全部または、一部停止）

第8条 評議員会は決算内容の悪化等、法人の運営状況により、理事の報酬並びに慰労金の全

部又は一部の支給を停止することができる。

(規程の改廃)

第9条 この規程の改廃は、評議員会の決議を経て行う。

附則 この規程は、平成29年4月1日より施行する。

この規程は、平成30年4月1日より施行する。

この規程は、平成30年5月1日より施行する。

この規程は、令和2年6月1日より施行する。

この規程は、令和3年4月1日より施行する。

別表 1 (常勤の理事の報酬)

役職名	理事
報酬月額	250,000 円

別表 2 (常勤の理事の賞与)

6 月の賞与	報酬月額×2 か月分
12 月の賞与	報酬月額×2 か月分

別表 3 (非常勤の役員のうち理事長及び業務執行理事の報酬)

理事長	月額 120,000 円
業務執行理事 (職員を兼務しない理事)	月額 60,000 円

別表 4 (その他非常勤の役員の報酬)

理事 (別表 3 の理事は除く) 理事会出席・法人業務	日額 5,000 円
監事 理事会・評議員会出席・法人業務	日額 5,000 円
監事監査指導等	日額 20,000 円

別表 5 (評議員)

評議員 評議員会出席・法人業務	日額 5,000 円
--------------------	------------

別表 6 (評議員選任・解任委員)

評議員選任・解任委員 (職員を兼務していない場合) 委員会出席・法人業務	日額 5,000 円
--	------------

別表 7 (苦情解決第三者委員)

苦情解決第三者委員 委員会出席・第三者委員業務等	日額 5,000 円
-----------------------------	------------

別表 8 (退職慰労金)

在任 10 年未満	50,000 円
在任 10 年以上	100,000 円

対象者、常勤理事・理事長・理事 (職員を兼務していない場合)・監事・評議員